

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

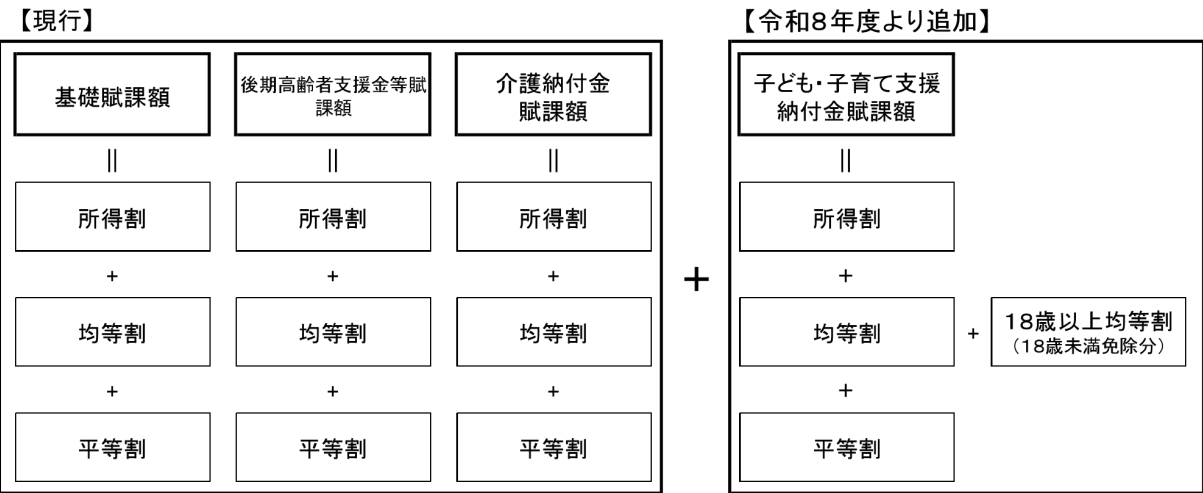
(1) 国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

ア. 子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴う改正（第9条の2、第9条の3、第13条の13～17、第18条及び第18条の2～5）

国は、少子化対策を強化するため、子育て世代を支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援金制度を創設し、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金第1号被保険者の保険料免除に係る費用などを、医療保険の保険料とあわせて、全ての医療保険の保険者と被保険者から徴収することとした。

国民健康保険においては、現行の基礎（医療分）賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額に、新たに、子ども・子育て支援納付金賦課額を加えた4区分によって、保険料を算定する。

【国民健康保険料の賦課イメージ】



※ 18歳未満の被保険者の均等割保険料は免除されるが、免除分については18歳以上の被保険者が按分して負担する

イ. 保険料賦課限度額の改正（第13条の6、第13条の17及び第18条）

中間所得層の被保険者の負担軽減を図るため基礎賦課分の賦課限度額を見直す。
また、子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い賦課限度額を新設する。

区 分	改 正 前	改 正 後
基礎（医療分）賦課限度額	6 6 万円	6 7 万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	2 6 万円	2 6 万円
介護納付金賦課限度額	1 7 万円	1 7 万円
子ども・子育て支援納付金賦課限度額	—	3 万円
合 計	1 0 9 万円	1 1 3 万円

- ウ．保険料軽減判定基準額の改正（第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）
経済動向を踏まえ、低所得世帯に対する保険料軽減判定基準額を見直す。

区 分	改 正 前	改 正 後
5 割軽減 基準額	基礎控除額(43 万円) + <u>30.5 万円</u> ×被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額(43 万円) + <u>31 万円</u> ×被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2 割軽減 基準額	基礎控除額(43 万円) + <u>56 万円</u> ×被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	基礎控除額(43 万円) + <u>57 万円</u> ×被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

被 保 険 者 数：同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

給与所得者等：給与の収入金額が 55 万円を超える者、65 歳未満で年金等の収入金額が 60 万円を超える者及び 65 歳以上で年金等の収入金額が 125 万円を超える者

(2) 国民健康保険法第 6 条及び国民健康保険法施行規則第 1 条に基づくもの

ア．国民健康保険の適用除外規定の追加（第 3 条）

国民健康保険法第 6 条において、他の健康保険や被用者保険の被保険者以外は、国民健康保険の被保険者とすることと定められているが、他の制度で公的な医療保障が受けられる者や国保制度に加入させることが必ずしも妥当でないものについては、除外されている。

児童養護施設に入所している児童や里親等に委託されている児童であって民法の規定による扶養義務者のないものについては、保険料の負担能力がないことと、児童福祉法の規定に基づく措置等に係る医療の給付に係る受診券の発行により医療扶助が受けられることを考慮し、適用除外とする。

2．施行期日

令和 8 年 4 月 1 日。ただし、1．(1)の規定は、令和 8 年度分の保険料から適用する。